



島根県報

令和8年1月20日(火)
号外 第 6 号
<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更	(道 路 維 持 課)	2
道路の供用開始	(リ)	3

告示

島根県告示第25号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和8年1月20日

島根県知事 丸山達也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
県道	松江木次線	雲南市大東町新庄290番2地先から同町大東1582番7地先まで	A 前	メートル 9.00～ 25.50	メートル 193.50	雲南県土整備事務所	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
				9.79～ 34.25	185.00		交通安全工事 拡幅
			後 B	9.79～ 42.23	187.57		ダブルウェイ解消
〃	中村津戸港線	隱岐郡隱岐の島町原田本谷973番1地先から同975番1地先まで	前	7.92～ 26.04	223.61	隱岐支庁県土整備局	災害防除工事 拡幅
			後	16.28～ 33.33	223.61		

島根県告示第26号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和8年1月20日

島根県知事 丸山達也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	中村津戸港線	隱岐郡隱岐の島町原田本谷973番1地先から同975番1地先まで	メートル 223.61	令和8年 1月20日	隱岐支庁県土 整備局	